

平成30年10月26日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令案」に対する意見について

平成30年9月28日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 30 年 10 月 26 日

**「民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令案」
(改正相続法における仮払い上限金額を定める省令案) に対する意見について**

一般社団法人 全国銀行協会

- 立法趣旨（生活費や葬儀費用の支払いについて相続人の困窮を防止すること）に照らし、以下の理由から、仮払い上限金額を 200 万円とすべきである。
 - 150 万円では、法務省案にある「平均的な葬式の費用」しかカバーできない（交通事故における損害として認められる葬儀費用は原則として 150 万円）。
 - 改正後の民法第 909 条の 2 では、葬儀費用に加えて「当面の必要生計費」も勘案するとされている。遺産分割までに相当の時間を要することも珍しくないことから、法務省案の「世帯人員が 1 名の標準生計費は 1 か月当たり 12 万円弱」というデータにもとづくとしても、数か月分を賄えるようにすべきである。
 - 法務省案では、「被相続人が複数の口座を有することも十分に考えられ」とされているが、1 つのメイン口座や貯蓄用口座に残高が集中していれば、結局、仮払いを受けられる金額では足りなくなる可能性がある。

以 上